

別紙

諮問第1031号

答 申

1 審査会の結論

本件全部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、審査請求人が行った「○福保指指第○号の保護条例第29条第3項・第4項の文書手続き（令和○年○月○日）した判断分かるもの。」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年5月18日付けで行った本件全部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件対象保有個人情報を適正に特定した上で、本件全部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月3日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年7月23日に実施機関から理由説明書を收受し、同年9月20日（第245回第二部会）及び同年10月25日（第246回第二部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

実施機関の説明によると、「苦情・告発情報等受理報告書」は、実施機関に対して都民から寄せられた意見のほか、各施設等への苦情や要望、告発等を記録し、関

係者間で情報共有することを目的として作成されるものであるとのことである。

また、実施機関の職員は、本件開示請求書を収受した際、請求の趣旨を審査請求人に口頭で確認した上で令和〇年〇月〇日受付分の「苦情・告発情報等受理報告書」を本件対象保有個人情報として特定し、本件全部開示決定を行ったとのことである。

審査会が検討したところ、上記の実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、また他に本件開示請求に係る保有個人情報の存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、保有個人情報について特定不足とは認められない。

したがって、本件開示請求に対して令和〇年〇月〇日受付分の「苦情・告発情報等受理報告書」を本件対象保有個人情報として特定し、その全部を開示した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子